

令和 7 年

厚生建設常任委員会記録

令和 7 年 1 2 月 1 1 日 開会

令和 7 年 1 2 月 1 1 日 閉会

河 合 町 議 会

令和7年厚生建設常任委員会記録

令和7年12月11日（木）午後 1時30分開会

午後 4時37分閉会

出席委員

委員長	長谷川 伸 一	副委員長	常 盤 繁 範
委員	坂 本 博 道	委員	杵 本 光 清
委員	大 西 孝 幸	委員	岡 田 康 則
議長	疋 田 俊 文		

委員外議員

4 番	佐 藤 利 治	1 0 番	馬 場 千 恵 子
-----	---------	-------	-----------

出席説明員

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	小 野 雄 一 郎
福 祉 部 長	浦 達 三	ま ち づ く り 推 進 部 長	中 島 照 仁
財 政 課 長	松 本 武 彦	住 民 福 祉 課 長	古 谷 真 孝
子 育 て 健 康 課 長	谷 田 悦 子	建 設 課 長	吉 田 和 彦
都 市 計 画 課 長	杵 本 幸 史	こ ども 未 来 課 長 心 得	中 山 寛 子

事務局職員出席者

局 長	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
-----	---------	-----	---------

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○委員長（長谷川伸一） ただいまより厚生建設常任委員会を開会いたします。

○委員長（長谷川伸一） 最初に、私事ですが、マスク着用で審議進行させていただきます。

また、議案60号に係る参考資料をお手元に1枚配付しております。ご覧ください。

去る5日の本会議において当委員会に付託されました議案第56号、第57号、第58号、第60号、第61号について審議を行います。

また、資料請求を行った内容につきましては、重複する内容の質問はしないよう、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議案第56号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいでしょうか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） じゃ、よろしくをお願いします。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦部長。

○福祉部長（浦 達三） それでは、議案第56号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ67万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,923万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、こちらは、委託料を67万7,000円増額するものでございます。令和7年度税制改正に伴い、給与所得の控除について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられることになり、令和8年度の介護保険料への影響が生じるため、令和7年度見直し前の給与所得控除の算定方法で介護保険料を賦課できるよう、シス

テム改修を行うものでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目3 介護保険事業費補助金、これは、今回増額補正した一般管理費の委託料に関わる国の負担分の2分の1相当分の33万8,000円を増額補正するものです。

続きまして、款7 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 その他一般会計繰入金、これは、今回増額補正した一般管理費の委託料に対する町の負担分2分の1相当分の33万9,000円を増額するものでございます。

以上が、議案第56号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算の説明となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（長谷川伸一） 審議方法は、歳入歳出それぞれ一括で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） それでは、まず、歳出から審議に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○委員（大西孝幸） はい。

○委員長（長谷川伸一） 大西委員。

○委員（大西孝幸） それでは、確認させていただきます。

このシステムの改修は、要は基幹システムの改修だと思うんですけども、広域で連携しているシステムで同額なのかどうかです、他町と。

○福祉部長（浦 達三） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦部長。

○福祉部長（浦 達三） 同額になっております。

○委員長（長谷川伸一） ほかに。

坂本委員。

○委員（坂本博道） 私のほうも、今度のシステム改修の基になったところがどういうことやったかなという確認のために、資料を請求させていただいたんですが、これでいくと、税制改正があって、介護保険収入は減少する、そのまますれば、するけれども、それをしないように、従来の仕方のできるように、言わばシステムを変えるというように見えるんですが、

収入そのものが減るというわけではないんですか、介護保険収入としては。減らないように変えたんで、減らないということでもいいんでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦部長。

○福祉部長（浦 達三） 今回の改正につきましては、給与収入に対する給与所得控除なんですけれども、その控除が55万から65万になりますので、その影響が出ないようにシステムを改修させていただきますので、介護保険料につきましては、変わらないという形になるかと思っております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 確認です。ですから、それは住民にとっては、特に介護保険料が何か変わるようなことにはならないということと、それから、今年度だけで、来年度以降は、また同じようなシステム改修したままで適用されるんでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦部長。

○福祉部長（浦 達三） 現在、この令和7年度の所得改正が行われたのが、介護保険料は、3年間に一度介護保険料を設定させていただきます。現在の介護保険料につきましては、6年、7年、8年と、この3年間の保険料を設定させていただいているような状況でございます。今回の令和7年度の税制改正というのは想定していませんでしたので、その影響が出ないようにということで今回の改定になりますので、次の9年度以降どういうふうにもまた変わるのかというのは、ちょっと現在では分からないという状況でございます。

以上です。

○委員長（長谷川伸一） はい、大西委員。

○委員（大西孝幸） 所得を確定するのに、要は控除は変わるので、介護保険の保険料を計算するときに、収入というのは所得は減りますよね。ということは、介護保険料に多少の影響は出るのではないですかね。

○福祉部長（浦 達三） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） 今回の改正は給与収入のある方、特に55万円以上、190万円以下の収入の方に対して、55万から65万に増えますので、その影響がないようにという形となりま

すので、従前どおり令和7年中の住民税の課税と同じような形で、所得のほうを判定させてもらうという形になります。

○委員長（長谷川伸一） ほかに質問ありますか。

（発言する者なし）

○委員長（長谷川伸一） 次に、歳入に入ります。

質疑のある方、発言願います。

ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、厚生建設常任委員以外の方で質疑のある方おられますか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） では、ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（長谷川伸一） 全員でございます。

よって、議案第56号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算については、可決とすることに決しました。

次に、議案第57号 河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいでしょうか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） じゃ、よろしくをお願いします。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） では、議案第57号 河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準については、国の定めた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）を基に各自治体で条例を定めることとされており、本町においても、令和8年度から適正に事業を実施するために条例を制定し、乳児等通園支援事業の基準を定めるものとします。

本案は、全ての子育て世帯を支援するという国の重要施策、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の導入に向けた河合町における重要な第一歩となります。この制度を令和8年度から適切かつ円滑に実施するため、国の内閣府令を基本としつつ、河合町の基準として本条例を制定するものです。河合町内で乳児等通園支援事業を実施したい事業所があった場合、審査・認可を行うのが町であると、児童福祉法第34条の15第2項で定められております。その認可を公正かつ適切な水準で行うために、河合町の事業所が満たすべき最低基準として本条例を定め、国の基準に従っているものです。

まず、この事業の根幹となる理念と基準の向上について、第3条から第6条で定めております。

第3条では、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の最低基準の目的を示しています。利用乳幼児が明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を行うことにより、心身共に健やかに成長できることを保障するとしました。特に、職員の資質と支援の継続的改善を重視し、全ての子供の健やかな成長を保障するための最低基準であることを明確にしました。

第4条では、町は、最低基準を超えて設備や運営を向上させるように事業所に勧告することができるということや、町は、常に最低基準を向上させるように努めることとしました。

第5条、第6条では、事業者自身が設備及び運営の最低基準を常に向上させることや利用乳幼児の人権の尊重、事業所の設備などのことについての原則を示しております。

次に、利用乳幼児の安全確保と衛生管理に関する基準を第7条から第16条で定めています。

第7条、第8条では、防災設備や安全計画について示しています。

第9条では、送迎時における安全確保のため、自動車を運行する場合の確認事項を定めています。

第10条、11条、12条では、支援の質を確保するため、事業所の職員の一般的要件、知識、技能の向上などについて示しました。

第13条では、差別的扱いをしてはならないということ、第14条では、虐待の禁止を明確に定め、高い倫理観を求めています。

第15条では、事業所の衛生管理、第16条では、食事の提供を行う際の設備について示しています。

第17条から第20条では、事業運営における透明性の確保と管理体制について、事業を実施する際に定めておかなければならない規程や帳簿、職員の秘密保持や苦情への対応について

示しています。

第21条では、乳児等通園支援事業の区分について説明しています。国は、この事業の実施形態を2つに区分しております。1つ目は、一般型といい、利用者定員とは別に専用の枠を設けて実施する形態をいいます。2つ目は、余裕活用型といい、既存の保育所等の空き定員を柔軟に活用する形態とし、町の多様な事業所での実施を可能にします。

第2節においては、一般型乳児等通園支援事業の説明になります。

第22条から第26条では、利用者定員とは別に定員を設け、在園児と合同または専用室を設けて受入れを行う一般型乳児等通園支援事業の設備基準や職員の配置基準などを示しています。

第3節においては、余裕活用型乳児等通園支援事業の説明になります。

第27条、28条では、保育所などの空き定員の枠を活用して受入れを行う余裕型乳児等通園支援事業の職員の基準などについて示しています。

以上が条例案の主な内容でございます。

この条例は、河合町内で質の高い乳児等通園支援事業を公正かつ安定的に実施するために、事業者が最低限満たすべき設備及び運営の基準を明確にするものです。この基準を定めることで、令和8年度から始まるこども誰でも通園制度を円滑に開始し、全ての子育て世帯への支援を一層強化してまいります。

以上が河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例となりますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（長谷川伸一） ありがとうございます。

それでは、審議方法をお諮りします。

委員の方々に審議方法についてご意見のある方は教えていただけますか。発言をお願いします。

はい。

○委員（坂本博道） おおむねは、ちょっと条例案全体的なこと、あと節、条に沿ってというように形でやってもらったらいかなと思うんですが、ただ、どこからでもええというのであれば、別にいいと思いますけれども。

○委員長（長谷川伸一） 今、坂本委員からご意見ありましたけれども、委員長としまして、今回、第1、第2、第3節とありますんで、条文の第1節が21条まであるんですかね。結構ありますんで、第1節について、まず第16条まで一度、質疑がある方は質疑をお願いします。

(「すみません、委員長、章ではなくて節ですか」と言う者あり)

○委員長(長谷川伸一) 節です。第1節、第2節、第3節とありますので、1節は……

(「章別のほうがよろしいかと思えます」と言う者あり)

○委員長(長谷川伸一) 章別でいきますか。

(「章別で、かつ第2章が節に分かれているんです」と言う者あり)

○委員長(長谷川伸一) そうですね。分かりました。

じゃ、第1章から、総則について質疑ある方、お願いします。

坂本委員。

○委員(坂本博道) すみません、せっかくやるやつですから、よりよいものにしたいという
思いで、ちょっと幾つか事前に聞いておきたいと思えます。

1つは、この事業そのものは、条例をつくらなければいけない事業だとは聞いております
が、最低基準を超えてという表現が初めのほうに出てくるんですが、その最低基準というの
はどこかに示されていますかということ聞いて、説明資料では、ここに書いてあるのが最
低基準ですということなんですが、一応そういう理解でよろしいですか。

○こども未来課長心得(中山寛子) 委員長。

○委員長(長谷川伸一) はい、中山課長。

○こども未来課長心得(中山寛子) そのとおりでございます。

○委員(坂本博道) 委員長。

○委員長(長谷川伸一) はい、坂本委員。

○委員(坂本博道) そういうので、後のほうでまた聞いてもいいんですが、全般的なところ
で、この前、子ども・子育ての会議みたいに一応、一定の説明がされておりましたけれど、
そのところで、例えば1日の預かり時間は10時間ぐらいでとか、もしくは利用料も300円で
とか、そういうこともあったんですが、そういうことも含めてこの中に出てくるかと思っ
ていたんですが、そういうやつは、さっき内閣府の云々とかあったけれども、ああいうものは
最低基準なんですか。それとも、どういうふうに見たらいいんでしょう。

○委員長(長谷川伸一) はい、中山課長。

○こども未来課長心得(中山寛子) 今回の乳児等通園支援事業の運営及び設備に関する規
準になっておりまして、そちらのほうのは価格を定めるとか、そういう細かい話は、特定乳
児等通園支援事業の運営に関する基準という形で、また次回定めさせていただくものとな
ります。

以上です。

○委員長（長谷川伸一） はい、大西委員。

○委員（大西孝幸） 今回のこの改正は、要は通園支援事業を、言うたら、より明確に安全に行うための改正であって、28年度以降じゃなく……要は、より明確にして、安全によりよい事業をしてくださいよと、こういう基準を守って事業を行ってくださいという改正ということではないですか。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 新規事業の条例として定めさせていただくものです。

以上です。

○委員長（長谷川伸一） ほか。

坂本委員。

○委員（坂本博道） 17条のところで、それをしようとする事業者は、重要事項に関する規程を定めなくてはいけないということで、このところで職員とか、それから時間とか、それから費用とか定めよと書いているんですが、事業を立ち上げようという事業者は、このところに明記する形でさっきのような10時間とか、一月でね、例えば1日当たり300円でみたいなことを基準のように受け止めているんですが、そういうのは、そこで書いたらいいということなんですか。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） そのとおりでございます。各事業所がするところで決めていただくということになっております。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ということであれば、さっき言ったように、説明のときも、かがやきの森もこれを受けて多分やる予定ということになると思うんですが、そのところで一月当たりの利用時間は10時間程度でとか、1日300円程度の利用料とかいうのは、これはどこに書いているんですか。それとも、これは基準ではないんですか。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 今、金額に関しても、まだ国から令和8年度のほうは示

されておりませんので、今後それについては、国から示されたことを基に想定していく予定でございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 最低基準というやつが新たに、もしかしたら、また国から出る基準のところで出てくるということで理解したらいいのかと思って、それか、受ける事業所がこれに沿った項目を自分のところで決めて、それを示したらいいというふうに考えたらいいんでしょうか。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） そのとおりでございます。

○委員長（長谷川伸一） よろしいですか。

○委員（坂本博道） はい。

○委員長（長谷川伸一） 副委員長。

○委員（常盤繁範） では、質問させていただきます。

他の委員さんの質疑で内容のほうはある程度把握しているんですけども、今回のこの条例については、実際に運営するための手続の規則とか、そういったものを策定する前の実体法としての条例制定という意味合いで理解しているところであるんですけども、その上で確認させていただきたいのは、先ほど坂本委員のほうからもありましたように第17条の部分です。それに対して私心配しているのは、この第16条、食事です。こちらのほうには、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないと、このような形で実体条文としてございます。それに対して、第17条ですと、多分適合するのが（11）になるのではないかなど。その他、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項として、要は規程を定めなければならないという形で解釈すべきだと、そのように考えるんですけども、これ、しっかりしたガイドラインはありますか。食品衛生上の問題があると思いますので、参考までにご答弁いただけますか。そこまでまだ策定されていませんか。どうなんでしょう。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 食事に関するのは、一応今回かがやきの森こども園で準

用させていただくので、こども園においての規程に基づいたやつと準じる形にさせてもらおうと思っております。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） では、今ご答弁いただいた内容……追加でご答弁ありますか。大丈夫ですか。よろしいですか。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 今後また要綱も出させていただきますので、要綱のほうで定めさせていただこうと思っております。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 続きましてなんですが、第20条、苦情への対応。どのお子様をお預かりする事業所でも一番苦慮するところではあるんですが、苦情への対応の部分で条文が2つございます。これについても政府のほうから何らかの、こういう基準を基につくるべきだよと、運営規程をですね。そういったガイドライン等、示されておりますでしょうか。

それぞれの思いや施設の裁量に任せますみたいな形ですと、非常に現場の職員さん、トップの人間の管理者もそこにすごく対応せざるを得ないという状況が、最悪の場合、町のほうにもその話が回ってくる。そういった形になりますけれども、その辺のところの部分については、政府のほうはどのぐらいケアされているのかというのを確認したいんですけれども、いかがですか。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 古谷課長。

○福祉部長（浦 達三） すみません、政府のほうの確認は、申し訳ない、取れていない部分があるんですけれども、実際に今、河合町のほうでも2園やっておりますけれども、そこを認可するときには、当然、苦情窓口の場所をしっかりと定めるようにということで町のほうから指示させていただきまして、連絡先であったりとか、それは必ず利用される方に明記することという形でさせていただいております。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 前提のところ聞いておきたかったんですが、1つ、やはり今度の事業が今行っている一時預かり事業との違い、もしくは、ここで想定している子供というか、保

護者を含めてですけれども、どういう人が一時預かりと違ってこちらを利用するようになるのだろうか。この制度のメリットというか、必要性というんですかね、その辺をちょっと聞いておきたいんですが。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 一時預かりというものは、保育者の都合、短時間勤務とか、通院とか、保護者の事情によって一時的に預かる事業とさせていただきます。

誰でも通園というのは、子供の育ちを応援する、子供が継続的に通園できる制度として定めております。

以上です。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） そうなると、今、一時預かりを使っている人も含めてですが、保育の場合は、結局保育に欠けるということで、働いていて、日中できないということもあって、ただし、日数とか含めて制限がないようにも思うんですが、保育対象にはならない人たちの中で、これは定期的に預かれるという点では、きっとメリットあるだろうということですかね。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） そのとおりでございます。

○委員長（長谷川伸一） ほかにございませんか。

次に、第2章の条文で質疑ある方お願いします。第2章。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 第2章入りまして、後半の部分になるんですけれども、第23条、職員の項目でございます。

何ちゃらかんちゃらと、職員の採用に関しては、最低基準としてはこんな感じという形で説明いただいて、条文を改めて読みますと、あっさりしているんです。要はあれです。研修を修了した者は採用できるという形だけですよね、簡単に言うと、これ。

私、心配しているのは、以前も触れたことがあるんですけれども、例えば虐待の経歴がある、性犯罪の経歴がある、そういった職員さんを採用してしまうことを防がなければいけない。政府のほうでも検討されていることではあるんですけれども、そういったところの部分の虐待歴ですとか犯罪歴、または、何らかのトラブルで別の同様の事業体のところを解雇な

いし、そういった形でされたという情報のひもづけ、そういったものというのは、これはあくまで最低基準だから、理解できるんですけども、その辺のところの部分については、何らかのプラスアルファの基準を設けないといけない、チェックをしなければいけない。そういった情報というのは、今来ていますかね。そこをすごく心配しているんですけども。

ごめんなさい、長話になって申し訳ないんですけども、最初に採用してしまうと分からないじゃないですか。ですから、厳格にしておくべきなんです。そういった事案があつてから、実はこの人間はこうだったとなったときに、基準を定めた行政組織が責任の一端を負うという形もありますので、非常に憂慮している内容ではあるんですが、いかがですか。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） こども園などでも、そのような経歴の方を今後ちゃんと調べて入れていかないといけないというのを定めていっていると思うんですけども、それで、今後、人事と共にそういうひもづけが多分できていくので、そこら辺、人事と共にしていきたいなと思っております。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 現状においてのこども園と西大和保育園もそうなんですけれども、西大和保育園に関しては採用の権限はないと思うんですが、認定こども園、かがやきの森こども園については、人事の裁量権がございますので、人事とできれば早急に政府のガイドライン等も含めてしっかりと検討して、定めていただきたい。ないことを前提として言っているんですよ。今の職員さんはそんなことはないと思っているんです。ただ、今後はやはり考えておかなければいけない、ケアしなければいけないと私は考えますので、ご検討いただくことをお約束いただければと思うんですけども、ご答弁いただけますか。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、浦部長。

○福祉部長（浦 達三） なかなか過去の犯歴を調べるというのが非常に難しいところもありますし、当然立ち直られている方をどういうふうに扱うかというのは、これはかなり大きな問題だと思います。ただ、おっしゃったように犯罪歴、そういった性犯罪とか、そういう方が来られますと、そういうリスクは当然ありますので、そういった部分につきましては、人

事担当ともよく話し合いをしながら、皆さんが安心して通っていただけるように職員のほうの採用も考えていきたいと思えます。

以上です。

○委員（常盤繁範） ありがとうございます。

○委員長（長谷川伸一） ほかにございませんか。

坂本委員。

○委員（坂本博道） すみません。これもちょっと幾つか伺っておきます。

1つは、21条のところからですけれども、一般型の部分ではと、それから余裕活用型ということなんですが、例えば一般型のところでも、先ほどちょっとありましたが、専用室と合同というのは、選択のあれがあるように聞いているんですが、そういうことは、ここではあえてどっちでないといかんとか、そういうことは書いていないということは、どちらの選択でも認めましょうということによろしいんですか。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） そのとおりでございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 実はそのことは、今後かがやきの森を受ける予定というのは聞いていると思いますが、意外と質には関わってくると思うんで、安全とか、その点では、例えば専用型のほうが本来いいんじゃないかということを書き込もうと思えば、書き込めるんですかね、ここには。うちの町の条例の中では。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） どれがいいというのは、やり方の関係であるので、専用型がいいとは一概には言えないので、それを書き込む予定は今のところございません。

以上です。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） それで、3のほうのところ、幾つか対象事業所みたいなのがあって、保育所、認定こども園、そして家庭的保育事業などが挙げられていますけれども、河合町内

でいえば、結局これほどどこになりますか。

○こども未来課長心得（中山寛子） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 河合町内でいうと、今のところ、かがやきの森こども園と西大和保育園になります。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） それで、広域的な対応もと聞いているんですが、そういうときというのは、今もよその自治体の保育所へ預けている保護者もおられますけれども、そうしたら、ほかの自治体の新しいこの事業所へ、言わば預かってもらうということも可能だということになるんですか。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） そのとおりでございます。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 全体的な話なんですけれども、政府の一つのひな形を基に、条例の条文についてある程度の裁量権を与えられているんですか。そこを確認したいんですけれども、例えば、この部分についてはすごく強制的な文言にするとか、「なければならない」とか、それを努力義務的な表現にするとか、そういった部分のさじ加減というのは、それぞれの自治体で任されているところなんです。まず、そこを確認したいんですけれども。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） そのとおりでございます。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） そうなりますと、町外にお預けする河合町内のお子さんが、例えば隣のその条例に基づいた運営規程にのっとって保育される。または、町外のお子さんが河合町内でお預かりする形で保育される場合は、河合町内の条例に基づいた運営規程に基づいてお世話するというか、処遇するという形になるわけですね。そうすると、差が出る可能性がある。その辺のところについては、どのように考えていらっしゃるか。必ずこれ、小事かも

しませんが、問題として将来的には出てくる可能性があると思うんですが、その辺のところはどのように考えていらっしゃいますか。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） 確かに各園によって、町によって、ある程度差は出てくるかと思いますが、基本的には国が定めるべき基準と参酌すべき基準と、市町村が別に定める基準がございまして、基本、河合町の場合は、国が定める基準に準じてつくらせていただいております。ただ、これはあくまでも設置基準になりますので、こういう設備を整えてくださいますよとか、こういう先生を入れてくださいますとか、その部分のことにになりますので、そんなに町村を飛び越えても大きな違いはないのかなと思います。

今、常盤委員がおっしゃっているように、そういった部分につきましては、各町でさらに利用する方法、今よく言われるのが10時間であったりとか、それはあるんですけども、それは各市町村によって変わってくる可能性はあります。10時間じゃなくて、20時間とか、30時間とかという設定をすところもあると思いますので、今、国が示しているのは、おおよそ約10時間が使えるようになる基準となっておりますので、あとは各町村によって、その10時間を飛び越えて20時間とか、30時間というような市町村も出てくるかもしれません。そういったところでの差は出るかと思えます。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 改めて確認させていただきたいんですけども、これを最低基準として、この条例を定めてくださいねと言っているわけですね、政府としては。であれば、例えば、努めなければならないですとか、備えなければならない、そういった形の文末の部分の努力義務規定とか、義務規定とか、そういったところの文末の言葉尻については、これ、いじっちゃ駄目ですよ。最低基準じゃないですか、だって。これをまた、最低基準を緩和させるような条文にしてしまうといけないわけですよ。あくまで政府が定めているものに対して、最低基準として、この形にしてくださいねと言われているんですから、あまりいじることにはこの条例についてはできない、将来的には。だから、運営規程で考えていくという形で解釈させていただいてよろしいですか。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） そのとおりでございます。

○委員（常盤繁範） 分かりました。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 22条に関連して聞いておきますが、今度の制度もゼロ歳から3歳未満と、たしかになっていると思うんですが、そういうところで3歳未満というのは、どこで規定されているのか。乳児、幼児という表現の定義は、一応どういう定義なんでしょうか、あれは。ちょっと初歩的なことかもしれないけれども。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 3歳未満の考え方なんですけれども、3歳の誕生日の前々日までという考え方でございます。

（「乳児、幼児もちょっとやってください」と言う者あり）

○委員（坂本博道） ちょっと補足的に。

○委員長（長谷川伸一） 補足的に、どうぞ。

○委員（坂本博道） というのは、3歳未満が対象ですよというのがこの基準のところ、国のあれでは言うてるんですが、どう表れるのかなというのが一つあって、どこに3歳未満でないといかんよというのが表れるのかなというのがあって、多分ざっと見ていたら、乳児というのは、だから、もしかしたらゼロ歳児かなと思ったり、ゼロ、1か。幼児というので2から3までかなと思ったりして読んでいたんですが、そこがちょっと定義としてどうなのかというのを確かめたかったんです。というのは、後のほうで、「3歳未満の子は」という表現が出てくるんですけれども、そこ以上は出てこないから、逆に言えばそこまでかというふうに理解したんですが、最低基準という、預かる子はこれですよというのは、運営規程で当然出すとは思いますが、だから、基準の中でそれが読み取れるか。

○委員長（長谷川伸一） それなら、いけますか。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） ゼロ歳児を乳児、1歳以上を幼児ということです。

○委員（坂本博道） 関連して。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） というのは、ここでちょっと、一つ今度の制度で心配しているのは、3

歳未満ということになるものですから、要するに2歳から3歳の間、3歳になったら、例えば8月で3歳になりましたとかなったら、そのところで打切りと言ったら悪いですが、預けられなくなると。その一方で、保育所とかも決まってもいないとなると、その3歳になるまでとか、幼稚園もだから行けないという、間が空いてしまうようなことにならないかなということが心配されている一つだと思う。ですから、例えばそういう基準を河合町のところでは、3歳未満というときに、3歳まで、誕生日まで、3歳の来る、3月31日までに、3歳が来るまで、ようこういう規定ありますけれども、そんなふうに変えられへんかなという思いもあるんですが、そういう意味でいったら、対象を3歳未満というのが、どうここで明確になっているかをちょっと確かめたかったんで、規定上、読み取れますかということ、だから、ちょっとややこしいかな、聞いたかったんですが。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 満3歳になった3歳以上から、次、4歳になっての間が空きますということですよ。3歳になってから……誕生日が来てからこの制度は終わります、誕生日が来る前々日に。3歳から次の4月までの間が空くということの間のことですよ。

（発言する者あり）

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、ありがとうございます。教育・保育給付の1号認定というのがありまして、満3歳になったクラスというところを扱っている園もあります。もし継続的にこういうのを利用したい方には、そちらを案内する予定でございます。

○委員（坂本博道） これに関してちょっと。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ということは、事業所によって運営規程のところ、そういう規定を例えばうちは3歳になるまでだけれども、その年度途中で3歳になって、次がない場合は、3月末までは預かりますみたいな規定をすれば、それはそれでオーケーやということよろしいんですか。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） この制度としては使えないんですが、満3歳になった子を預かる施設はあるので、そちらの施設をご案内するということになります。事業所ごとには決められないということになります。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 関連するのと言うときですが、要は、この基準で、それを超えるように努力すると書いているんですが、超えるような形で町民にとってよりいい施設になるために、ちょっとその基準よりは預かりを広げるとか、時間数も10時間じゃなくて、もうちょっと預かろうとか、可能ですよとかいうのは、運営規程で決められるのかなとは思っています。ただし、超える部分については多分補助金対象にならないから、そこに関わる人件費とかがもし増えたら、単独で持ちなさいよとなるとは思いますが、そういうことは、運営規程のところで決めようと思えば決められるんですねということをお聞きしたかったです。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（長谷川伸一） 委員長を交代します。

○副委員長（常盤繁範） 委員長を交代します。

長谷川委員長、どうぞ。

○委員（長谷川伸一） 条例を読ませていただきますと、今の坂本委員の質問にちょっと触れるんですけども、第2条を見ていただいて、ちょっと戻りますけれども、この条例において用語の意味が抜けているんですよ。現状からいったら、乳児は何歳をこういうふうで、児童福祉法ですか、これに載っているから、そういったことも利用乳幼児の定義とか、乳児通園支援事業者とか、乳児等通園支援事業所とか、乳児等通園支援とか、そういった内容の定義をやっぱりここに入れるべきではないかなと思っていますよ。2行だけで終わっているから、何かちょっと理解しがたかったですよ。

（「これは法を見に行け言うん違いますか」と言う者あり）

○委員（長谷川伸一） 見に行けと言うけれども、これをうたってはどうかかなと思ってしまうけれども、もう少し。

○副委員長（常盤繁範） ご答弁いただけますか。

中山課長、どうぞ。

○こども未来課長心得（中山寛子） すみません、細やかに定義されていなくてなんですけど、これでいかせていただこうと思います。

（「見ろ」と言う者あり）

○こども未来課長心得（中山寛子） はい。

○委員（長谷川伸一） はい、委員長。

- 副委員長（常盤繁範） 長谷川委員長、どうぞ。
- 委員（長谷川伸一） 分かりました。児童福祉法を参照せよということで理解しました。
- 副委員長（常盤繁範） 委員長交代してよろしいですか。
- 委員（長谷川伸一） はい。
- 副委員長（常盤繁範） 委員長交代します。
- 委員（常盤繁範） 委員長。
- 委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。
- 委員（常盤繁範） 同じところの部分なんですけれども、これも運営規程上ある程度、例えばガイドラインに近いわけですね。例えばうちのかがやきの森こども園でしたら、定義としては、引っ張ることは、引用必ず、定義というのは簡単にできると思うんですけれども、これ仮に、将来的にそれ以外の事業者を示すわけじゃないですか。今の例えば坂本委員のやり取りと同じように、未満、以上、そういったところの部分の言葉の定義というのは、法律にこういうふうにちゃんと書かれていますからねと、その定義はこういう形ですよというのは、運営規程上で何らかの形で、分かるような形に定めていただければと思うんですけれども、いかがですか。
- 委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。
- こども未来課長心得（中山寛子） そのようにさせていただきます。
- 委員長（長谷川伸一） 次、いこうか。じゃ、3章、第29条。
（「2章ですよ」と言う者あり）
- 委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。
- 委員（坂本博道） そうしたら、いろいろとあれですけれども、23条の職員のところですが、一応ここでは保育士と、それから地域限定の保育士、そして乳児等通園支援事業者、一応この3職種で職員とするという理解でよろしいんですか、対象としては。
- こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。
- 委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。
- こども未来課長心得（中山寛子） そのとおりでございます。
- 委員（坂本博道） 委員長。
- 委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。
- 委員（坂本博道） そうすると、現状としては、ちょっと後の条例に関係するかもしれませんが、地域限定保育士とか、そしてまた町長がこの研修云々ということで、もしくは

都道府県がやって、研修終わった支援従事者というのは、今、町内のところでは存在するんですか。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 地域限定保育士についてはまだ今から、奈良県では10月に初めてそういう試験を行う予定でありますので、今後のことになります。

次の者におきましては、研修を受けた者に関しましては、保育士と、あと、都道府県知事その他の機関が行う研修を受けた者ということにさせていただいております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 今は研修を受けた者というのは、それは別に町内に限ったことでなくて、外からも応募があった場合、その研修そのものは、現在も既に行われているということでしょうか、

○こども未来課長心得（中山寛子） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） そのとおりでございます。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） それは学童のときに研修を受けることを前提にみたいな、たしか何かあったと思うんですが、その研修と同じようなものなんですか、違うものなんですか。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 一応この研修は、保育士の研修とみなしております。保育士なので、またそれとは別です。

以上です。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） そういう意味でいったら、やっぱり保育士がベースになると思うんで、そうすると、今後もし、例えばかがやきの森のところで受けるとして、この間の説明だったら、専用型みたいな形で考えているような説明だったように思うんですが、保育士の数が、今の数の子供さんを預かる以上に配置せんといかんというふうになる可能性が高いんでしょ

うか、専用型とかで、もしやれば。

（「専用」と言う者あり）

○委員（坂本博道） 一般型のところで、専用室。

（「専用室じゃないですか」と言う者あり）

○委員（坂本博道） とは違うんですか。

○委員長（長谷川伸一） 分かりますか。

はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 専用室じゃなくて、一般型の合同型を実施する予定でございます。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そうなると、やっぱり保育士は今の体制の中でできる範囲でやるみたいになるんですか。それとも、ある程度定員を決めたら、ちょっとその分できるように、新たに増やさんといかんとか、そういうことも出てくるんでしょうか。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 新たにその枠を設けているので、保育士を今募集もさせていただいております。一応、一時預かり保育もさせていただいておりますので、一時預かりの同じ時間に子供を預かる場合には、同じ先生は駄目なんですけど、一時預かりがないときはその先生が兼任することが可能なので、そこも考えております。

以上です。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 副委員長。

○委員（常盤繁範） すみません、条文1つ戻りまして、22条になるんですかね。設備の基準というところの部分なんですけど、何度見てもちょっと確認できないんですけども、これ、非常用電源のものについては、最低基準としては定めない形なんでしょうかね。非常用電源です。非常用設備は警報器とかありますけれども、電源については、これ定めはないんですかね。

ごめんなさい。質問の意図としては、条文に不備がないかどうか確認したいんです。ですから、後日回答でも結構です。何か抜け落ちているのかなと思って。

○こども未来課長心得（中山寛子） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） これ、こども園の設備のほうと全く同じになっているので、なので……

（発言する者あり）

○委員長（長谷川伸一） 副委員長。

○委員（常盤繁範） よろしいですか。答弁途中でしたよ。

○こども未来課長心得（中山寛子） 大丈夫です。

○委員（常盤繁範） 今、委員のほうからもつづやきが聞こえたんですけども、むしろその条文がないということは、今運営しているかがやきの森こども園がどうなっているか確認したいんですけども、非常用電源というのはしっかりと完備されている状態でしょうか。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、完備されております。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） すみません、時間を取って申し訳ないです。

これ、運営規程上で定めて設置されているんですか、かがやきの森こども園では。何の根拠もなく置いてあるんですか。それを確認させてください。

○こども未来課長心得（中山寛子） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 建築基準法に基づいて定めております。

○委員（常盤繁範） なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（長谷川伸一） ほかに質疑ありませんか。

委員長を交代します。

○副委員長（常盤繁範） 委員長を交代します。

長谷川委員長。

○委員（長谷川伸一） 条文を読ませていただきまして、こども誰でも通園制度、先般子ども・子育て会議を傍聴させていただいたときは、現実的に来年の4月はどうなるということの説明いただきました。そこについて、できたら、簡単に結構ですけども、こども誰でも通園制度、河合町の場合は、実施方法はどの型でいって、例えば在園児合同実施になるということとか、また、来年になりますと、日程的な、月日の日程でこういう段取りで、今のところ月10時間やっていると、どういうふうに1日2時間か運営していくと、そういった内容

をご説明していただくことはできますか。

○副委員長（常盤繁範） ごめんなさい。ちょっと一旦、委員長役で預らせていただきますが。

○委員（長谷川伸一） はい、どうぞ。

○副委員長（常盤繁範） 条文の中の部分を今審議しているはずだと思うんですが、少し質問の内容が飛躍しているような気がするんですけども、もう少しまとめていただけますか。

○委員（長谷川伸一） はい、委員長。

○副委員長（常盤繁範） 長谷川委員長。

○委員（長谷川伸一） 実は今、坂本委員が専用室型とか聞いていまして……

（「合同」と言う者あり）

○委員（長谷川伸一） 合同室や言うた。そこにちょっと誤解があったんで、そこら辺を確かめたいと思って、今聞いた理由です。簡単ですけども、その点だけ。

○副委員長（常盤繁範） ごめんなさい。邪魔して申し訳ない。どの条文に対しての今の質問なのかを明確にしてほしいんですよ。要は、条例案のどの条文に対しての今の質問なのかを明確にさせていただきたいんです。

○委員（長谷川伸一） 設備の基準で22条。

○副委員長（常盤繁範） 分かりました。22条の設備の基準についての項目でご解答いただけますか。設備の基準ですね。設備の基準に基づいて、時間ちょっとあれですけども、もう一度質問の内容を。

○委員（長谷川伸一） はい、委員長。

○副委員長（常盤繁範） 長谷川委員長。

○委員（長谷川伸一） 設備の基準に関して、河合町の場合は、来年実施からは新たな施設じゃなくて、今ある認定こども園を利用する。また一方、西大和保育園に対してはどのようになるのかというふうにお尋ねしたいということです。

○副委員長（常盤繁範） 中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 西大和についてはまだ今後なので、検討中です。

以上です。

○副委員長（常盤繁範） 長谷川委員長、よろしいですか。どうぞ。

○委員（長谷川伸一） こども園については今の在園型で、子供が来てもそれを同じ部屋で保育するということがいいんですね。

○福祉部長（浦 達三） はい。

○委員長（長谷川伸一） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） こども園につきましては、今、長谷川委員おっしゃっているように、今の部屋を活用して在園児と一緒に合同ですという方向で考えております。西大和さんにつきましては、ちょっとまだこれからの話になってきますので、どういう形でされるかどうかは今後の協議の中で決まっていくと考えております。

以上です。

○委員（長谷川伸一） 委員長を交代します。

○副委員長（常盤繁範） 委員長を交代します。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 最終的にはちょっと要望になりますが、新しくできるこの基準を踏まえて河合町でどうするか。要するに、どういうふうに、かがやきの森ではやろうという考えみたいです。その際にはこれを軸にして、運営規程のところでもう少し具体的なことが出されてくると。この間の説明の、子ども・子育てのときは、給食についても、食事について提供することができる規定なんで、一応今は出さない方針で考えているみたいなこともあったと思うんです。そうしたら、来年度の新規事業にもなるやろうし、予算にも関連するんで、ある程度そういう運営規程とかができる段階で、河合町としては、基準を踏まえながらこういうふうにしますみたいなのを、ぜひやっぱり説明してもらいたいような機会を事前に設けてほしいなと思います。

今回の条例については、例えば議員向けに説明というのはなかったと思うんで、どういうものになるかというあたりは、子ども・子育て会議ではあったんですが、そういう意味でいったら、具体化する事業については、こういうものになるというようなことも事前に説明してほしいというのは、希望として言うておきたいなと思います。

○委員長（長谷川伸一） 答弁はなしでよろしいですね。

（「結構です」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ほか、ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（長谷川伸一） それでは、ないようですので、厚生建設常任……

（「ちょっと待って、第3章」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） もう終わった。

（「もう終わったって、第3章に移るという宣言していないじゃないですか。第3章、1文だけあるんですよ、条文1個」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ああ、そうか。失礼しました。

第3章、29節についての質疑。

どうぞ。

○委員（坂本博道） ここにわざわざなんですけれども、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる規定みたいにわざわざ書くんですが、これは何か意味があるんですか。従来は紙で書いていたけれども、電磁的記録と書いておかないと、やっぱりできないという仕組みなんでしょうか。

○こども未来課長心得（中山寛子） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） 今回この事業、システムでの申込みとかになりますので、それに向けて書かせていただこうと思っております。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） これについても、たしか国のほうでは総合支援システムみたいな形でつくっていて、これも今試験的に始めているところでは、採用しているところと、採用していないところもあるみたいです。それだったら、このシステムをうちはどうするかいうのもありますけれども、そういう選択ができるんだということを前提にしながら、これを書いている意味もあるのかなと思ったんで、一応確認ということやったんですが、よろしいでしょうか、その点では。

○福祉部長（浦 達三） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） 当然システムを入れることによって、その辺の費用とかもかかってきますんで、その辺を含めて、本来書面で管理しておくべきものをそういった形でシステムを入れるところについては、システムで管理してもらおうというところで、想定させていただいているところでございます。

以上です。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（長谷川伸一） 副委員長。

○委員（常盤繁範） 私も同じところをお伺いしたいと思うんですけども、何やらこれ、日本語で書いてあるけれどもようわからんのですけれども、簡単に言うと、要はこの条例に基づいてある程度のパスワード設定ですとか、セキュリティークリアランスという仰々しい言葉になっちゃいますけれども、そういった形もしっかりと定めていかないといけませんよということをこの条文でうたっているということで解してよろしいですか。これ、他人の知覚によっては認識することができない方式とは、そのことを言っているのかなと思うんですけども、いかがですか。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） そのとおりでございます。

○委員（常盤繁範） 分かりました。

○委員長（長谷川伸一） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） では、第1章、第2章、第3章を終わります。

それでは、厚生建設常任委員以外の方で質疑のある方おられますか。

お入りください。

質問は、1人1回で3問までの質問といたしますので、よろしくお願いします。

○委員外議員（佐藤利治） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 佐藤議員。

○委員外議員（佐藤利治） まず最初に、私、議員の代表で会議にも参加している中で細かい多々の質問、私の皆さんに対しての説明不足と申しますんで、申し訳ございません。

それと、今から言うことは、何条のどこというんじゃなくて、全体的なことを確認だけちょっとさせていただきます。間違いがあったら教えてください。

今回のこの施策としては、ご両親の就労用件に伴わない6か月から3歳未満のお子さんで、募集としては3人から4人、1人10時間程度、一月に。それと、日にすると2時間、このぐらいの規模で河合町が今進めようとしていると。それで間違いがないのかというのが1つと、それと、この制度は、こども家庭庁の成育局長から奈良県へ3月31日に通達、実施要項が出ているはずなんです。それがほとんどと思うんですけども、書いていることは。令和7年4月1日に適用すると書かれておりますが、令和7年度は試験的にやって、本格的には当

町でも考えている令和8年度4月1日から動くと、そういうふうに捉まえているんですけども、間違いがないのかと。

1点私が思うのは、初めての子育てで、先ほども出ましたけれども、しつけがエスカレートして虐待にならぬよう、保育士から適切なアドバイスをいただけると、それがメインではないかなと私は考えております。今言ったことについて間違いがあれば教えてください。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、中山課長。

○こども未来課長心得（中山寛子） まず、1点目のご質問ですが、両親の就労に関係なくお預かりできるので、間違いありません。

1日、三、四人程度の10時間、1日2時間というのは、今ちょっとまた検討中でございます。一応この前、案として言わせていただいたんで、今後検討をしっかりとしていこうと思っております。

次、2点目なんですが、議員のおっしゃるとおりで、試験的には令和7年4月1日からで、本格的には令和8年4月1日で間違いありません。

あと、3点目なんですが、初めての子育てで虐待にならないよというのが目的みたいな、今おっしゃっていただいたんですが、それも目的の中に含まれております。あと、やっぱり子供の育ちを一緒に見守っていくという形も含まれております。

以上です。

○委員外議員（佐藤利治） ありがとうございます。

○委員長（長谷川伸一） ほかに委員外議員で質疑のある方ありますか。

（発言する者なし）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（長谷川伸一） 全員であります。

よって、議案第57号 河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については可決することに決しました。

次に、議案第58号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいでしょうか。

(「お願いします」と言う者あり)

○委員長(長谷川伸一) お願いします。

○子育て健康課長(谷田悦子) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 谷田課長。

○子育て健康課長(谷田悦子) では、議案第58号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

まず、1つ目として、虐待の定義が示されている児童福祉法第33条の10に、新たに第2項及び第3項が設けられたことにより、関係条例の第33条の10各号を第33条の10第1項各号に改正するものです。

この改正に関係する条例として、1、河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条、2つ目として、河合町家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例第12条、3つ目として、河合町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第25条をそれぞれ改正するものです。

また、今回の法改正により、保育所等における虐待等の不適切事案を踏まえ、子供や保護者が不安を抱えることなく、安心して保育所等に通う子供を預けられるような環境を整備していく必要があることから、保育所等において、虐待などの発見時の通報義務の仕組みが設けられました。

2つ目として、国家戦略特別地域にのみ認められていました地域限定保育士制度が一般制度化されました。地域限定保育士制度は、保育士の人材確保を促進するために国が設けた制度で、河合町としても地域限定保育士制度に対応できるよう改正するものです。

この改正に関係する条例として、1、河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条、2つ目として、河合町家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例第23条第2項、第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項、第47条第1項をそれぞれ改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議ご決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長(長谷川伸一) では、質疑のある方発言願います。

坂本委員。

○委員(坂本博道) 地域限定保育士というのはあまり知らなくて、今度の分で知ったような

もんなんですけれども、資料請求で出していただいている分を見ると、要するに、奈良県が主催でやるとして、自治体で3年間というのは、奈良県内で3年間は働かなければいけないという理解でよろしいでしょうか。

○子育て健康課長（谷田悦子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、谷田課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） そのとおりでございます。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ということは、とにかく資格としては保育士と同じということではないんですかね。育成課程が、いわゆる保育とか、短大とか、何とかを出てみたいなのがあるけれども、これは、例えば奈良だったら知事がつくる新しい養成制度か、これを受けた者という感じになるんですかね、それなら。

○子育て健康課長（谷田悦子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 谷田課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） 試験としては保育士資格を取られる方と同じ試験になります。

ただ、実技試験に代わりまして、実技講習会というものを必須としておりまして、そちらの両方に合格された方が地域限定保育士となります。

○委員長（長谷川伸一） ほかに質疑ありますか。

副委員長。

○委員（常盤繁範） 資料請求のほう、12ページになるんですけれども、こちらのほうに、アスタリスクで地域限定保育士の内容を解説されております。

そこで確認したいんですけれども、この「自治体が」という形の言葉なんですけど、これは基礎自治体になるんですか。それとも、都道府県の自治体ですか。それとも、全ての自治体ですか。例えばなんですけれども、奈良県で試験をする、河合町でも試験をする、両方試験がある、そういう形になるのか、それぞれができるのかなとか、基礎自治体だけですか、そこを確認させてください。

○子育て健康課長（谷田悦子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 谷田課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） 一応、今現在では奈良県のみで予定しております。

○委員（常盤繁範） 分かりました。

○委員長（長谷川伸一） ほかに質疑ある方ありませんか。

(発言する者なし)

○委員長（長谷川伸一） では、ないようですので、厚生建設常任委員以外の方で質疑のある方おられますか。

お入りください。

質問は、1人1回で3問までの質問といたしますので、よろしくお願いします。

馬場委員。

○委員外議員（馬場千恵子） 確認的な質問なんですけれども、地域限定保育士というところで、自治体がということで、奈良県がというふうに今報告があったかと思うんですけれども、保育士の資格、普通の保育士と同じような試験を受けてもらって、実技講習があるということですが、登録後3年間は地域のみで保育士ということは、奈良県下どこでも通用するということですか。

○子育て健康課長（谷田悦子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、谷田課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） 奈良県内どこでも可能です。

○委員外議員（馬場千恵子） ありがとうございます。

○委員長（長谷川伸一） では、ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長（長谷川伸一） 全員であります。

よって、議案第58号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、可決することに決しました。

それでは……

(「ちょっと休憩しようや」と言う者あり)

○委員長（長谷川伸一） ちょっと待って。

2時50分ですので、3時まで10分間休憩します。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○委員長（長谷川伸一） 再開いたします。

次に、議案第60号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいでしょうか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） じゃ、よろしくをお願いします。

○建設課長（吉田和彦） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） それでは、議案第60号 工事請負契約の変更契約の締結につきまして、提案理由を述べさせていただきます。

現在施工中であります不毛田川内水対策事業調整池整備工事におきまして、主に土木工事の変更及び新労務単価の運用に係る特例措置の適用により生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由でございます。ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、私からの説明を終わらせていただきます。

○委員長（長谷川伸一） それでは、審議に入ります。

質疑のある方発言願います。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 副委員長。

○委員（常盤繁範） では、時間の関係上、ぱんぱんと答えていただければと思いますので、私もだらだらとしゃべりませんので、端的にお答えいただければと思います。

まず、1つ目、変更前の契約金額のところの部分のものなんですが、残りの工期どのぐらいだったんですか。変更前の、今回は変更ですね。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） 現時点では令和8年1月30日となっております。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） では、変更後、新たに契約を取り交わすというところでの契約が結ばれ

た後の工期です。始期がいつで、終了がいつ、終期です。お答えいただけますか。

○建設課長（吉田和彦） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） もともとは工期の終わりが令和8年1月30日でしたが、この変更のときに3月27日に変更する予定となっております。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 副委員長。

○委員（常盤繁範） 答弁の内容をまとめますと、前の契約ですと来年の1月30日だったところを、新たに契約を取り交わすことによって、3月27日までにしますということによろしいですか。

○建設課長（吉田和彦） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） おっしゃるとおりでございます。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） この件に関しまして、説明会も受けていませんので、詳しい内容がよく分からないので、確認させていただきたいんですけども、これ、新たに競争入札を図るべきだったんじゃないのかなど、素人考えでお伺いしたいんですけども、必要性なかったんですか。この工事、もう決まっちゃっているじゃないですか。どうなんですか、その辺は。

○建設課長（吉田和彦） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） すみません、常盤委員がおっしゃっているのは、変更契約がなぜ今となったかということではなく……

○委員（常盤繁範） 違います。業者を選び直すプロセスが必要じゃないんですか。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） 主な変更点でありますのが、残土処分に関わるものになります。ですので、今回の整備工事の中で起きた部分になりますので、今回の変更対象の中に入れたという形になります。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 今ご答弁の内容も触れましたんで、各議員から資料請求させていただいている、それに基づいて確認の質問をさせていただきたいんですが、14ページです、資料請求の回答書。

こちらのほうに残土という言葉がありましたので、その辺のところの部分と、工事のところと土工と書いてあります。それと仮設工の項目です。それぞれに行ったとありますが、これ、変更契約を結ぶ前に、もう既に行われているということによろしいですか。

○建設課長（吉田和彦） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） おっしゃるとおりでございます。

○委員（常盤繁範） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 土工の部分をご覧いただければと思うんですが、軟弱土のため残土処分地受入先の変更、護岸工事施工時に現場内残土を再利用し、埋め戻す計画であったが、軟弱土であったため、残土処分し、新たに購入した土で埋め戻しを行ったとありますが、これ、工事の内容、そもそも工事計画を立てた内容から変更されていると思うんですけれども、こちらのほうは、今回の処置に対して適切であったのかというところを確認したいんですけれども、いかがですか。

○建設課長（吉田和彦） はい。

○委員長（長谷川伸一） 吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） まず、調整池内の掘削をした後、採取した土を用いり、締め固め土指数等の試験を行った結果、軟弱土であったという形で請負業者より報告がありました。

また、当初設計において計画していた残土処分地の業者に受入れが可能かの確認を行ったところ、軟弱土の受入れはできないとの報告がありました。奈良県が発行している土木工事積算資料によると、残土処分地の受入れが不可能となった場合、設計変更の対象となることであったため、受入れ地の業者を変更し、増額変更という形で対応させていただきました。

以上です。

○委員（常盤繁範） 委員長。

- 委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。
- 委員（常盤繁範） いつ分かりましたか。
- 委員長（長谷川伸一） はい、吉田課長。
- 建設課長（吉田和彦） およそになりますが、8月ぐらいだったと記憶しております。
- 委員（常盤繁範） 委員長。
- 委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。
- 委員（常盤繁範） 8月以後、議会側のほうに説明の機会は取れたかと思うんですけれども、議長サイドのほうにそういったアプローチ等を行った履歴とございますか、働きかけはありましたでしょうか。
- 委員長（長谷川伸一） 吉田課長。
- 建設課長（吉田和彦） 申し訳ございません、しておりません。
- 委員（常盤繁範） はい、委員長。
- 委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。
- 委員（常盤繁範） これ、設計変更ですよ、工事計画の。じゃないですか。もともと3年以上前に業者に頼んで設計計画、要はこういうふうにしますよと依頼して、予算をかけてつくってもらっているじゃないですか。その内容が変更になっているわけですよ。理由づけと、ちゃんと今ご答弁いただいた内容の理由と、こうせざるを得ないんですと、説明会を行うべきだったんじゃないんですか。いかがですか、部長、お答えいただけますか。
- まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。
- 委員長（長谷川伸一） はい、中島部長。
- まちづくり推進部長（中島照仁） まず、今回、議会の議員の皆様には報告なしにということの対応という形にはなっております。それにつきましては、国のガイドラインで、変更の増減が20%以内である場合については軽微な変更とみなされるというところから、その過程を踏まなくてもいいというふうになっているのは事実でございます。
- ただ、これまで町の主要事業という内水対策事業、その時点時点で議員の皆様には内容を説明して、いろんなご意見等を賜りながら進めてきたというところを踏まえまして、当然そういった議会へのまずは報告というところはすべきだったというところで、現時点、反省しておるところでございます。
- 委員（常盤繁範） はい、委員長。
- 委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 今ご答弁いただいた内容、重箱の隅をつつくような形で申し訳ございませんが、その過程を教えてください。過程を踏まなくてよいとおっしゃいましたが、では、過程を踏む場合はどういう課程を踏むんですか。教えていただけますか。そのガイドラインに何と書いてあります。

○委員長（長谷川伸一） はい、中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 変更金額の累計が当初請負代金額の一定割合以内、本件については20%以内というのが対象になってきます。それについては軽微な変更とみなすと。ただ、先ほどご質疑いただきました30%ルールというのがございまして、一方で、例えば30%を超える大幅な増額変更については、原則として、今の工事とは別途発注するということも検討すべきという国の通達というものはございます。

以上です。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 再度確認させていただきますが、何に対してこれ20%以内、30%以上ルールという形でガイドラインに基づいて、議会に対して説明はしなくてもいいかなと判断されたのか。資料請求のほうで内容を見ますと、特例措置、工事ですね、土工、護岸工、架設工とありますが、その基準の基に金額が要は20%ですとか、20%以内だからと、軽微な内容だという形で判断されたということで、説明がなかったという形で解してよろしいですか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 説明不足で申し訳ございません。20%以内というのは、今、委員おっしゃられました特例措置、土工、護岸、架設、こういった工事全ての金額に対して、もともとの金額に対して20%以内の増額というところであれば、軽微な変更というところの解釈としていけるというところで、20%以内でしたら軽微な変更と捉えられるというようなガイドラインの指針となつてございますので、こちらが20%以内で、かつそれが軽微な内容変更であったという捉え方をしたというわけではないというところです。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 副委員長。

○委員（常盤繁範） 申し訳ございません。何をおっしゃっているかよく分からないので、最終的な決定権者に確認を取らせていただきたいと思います。町長、副町長、この件についてど

のぐらい把握されて、今回議案を提出されているんでしょうか。確認させていただけますか。これ、責任はあれですよ、最終的には。議案を提出していますからね。

(「ちょっと観点で、まずは」と言う者あり)

○委員(常盤繁範) 私の質問です。ご回答いただけますか。

○委員長(長谷川伸一) まずは、副委員長の質疑に対してどちらか。答弁お願いできませんか。

じゃ、森川町長。

○町長(森川喜之) この議案を提出させていただくのに、一応この報告にあっては、設計段階でどうやったというような話をさせていただきました。やっぱり設計段階で土質調査、またいろんな地質調査をやっているのに、なぜこのような形になったんかということで話をさせていただきました。その箇所、何か所かを土質調査したけれども、それが把握できなかったということで、まず、工事を早期に進行ということで上げさせていただきました。

その時期的なものは、ちょっと私どもも遅れて、この議会に上げる前に報告という形で聞いただけなんで、ちょっとその辺の対応も、また反対に報告を受ける。今、議員お述べのように、議会にまず図ってというような順序を8月の後にやるべき形やったとは思いますが。私どもがこの議会に上げるときに、一応報告として、このままでは工事がストップすると、そういうことで、議会の承認はやっぱり得なあかんというような思いで上げさせていただきました。

○委員長(長谷川伸一) 坂本委員。

○委員(坂本博道) 今言われたことも踏まえてなんですが、問題だと思ったのは、だから設計変更という点でいえば、予算のもともとの契約の2割、もしくは3割という範囲内では、新しい契約にしなくても、契約変更ということでオーケーだという理解をしているんです。

ただ、問題はその額が、そのことによって約7,000万、6,900万あまり必要だというのが分かったら、このお金は予算としてどうするんかということが何らないままやったという、てっきり自分はまだやっていなくて、これからやるのかなと思って見ていたら、資料請求見たら行ったら、もう既にやっていると。この予算づけは、どういうことでやったんですかということが問題ではないか。5,000万入れたら少なくとも答弁は、もともと議会にかけんといかんけれども、その大きな変更、これは予算どこからチャーターします言うんだったら、それも含めて説明しておかないといかんのじゃないかと思うんですが、予算的にはどういう位置づけになっているんですか。

○建設課長（吉田和彦） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） まず、7年度に繰り越した未契約金というのがございます。この額が1億8,131万5,000円でございます。そのうち、中和コンストラクションの契約が1億1,879万2,300円となり、今回、請負業者との予定している変更契約額が6,916万4,700円となり、建設工事費としてはマイナス664万2,000円となりますが、現在、用地分筆費用や土地購入費が、まだ土地買収ができておりませんので、その分で対応しようと考えております。

以上です。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ただ、そうすると、もともと予算として取っていたけれども、普通に従来の工法のままでいっておけば、逆に言ったら、契約とか土地買収とかできなかつたりしたら残っていたかもしれないし、そういう点で言うたら、今のところは流用しようということ考えて、ただ、結果的にもし土地買収が成功したら、これは足らんようになってくると。そのときに何とかしたらええというふうな考え方に聞こえるんですが、そういうことですか、それは。

○建設課長（吉田和彦） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） 今もなお土地所有者に対して交渉はかけているんですが、現在ちょっと買収には今年度は難しいと判断いたしました。というのもありまして、そちらのほうに流用させていただこうと考えている次第でございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ただ、それはちょっとあまりにも金額も金額なんですが、本来これだけ大きいし、当然だから、もともと繰り越している財源の中には起債分とかも含めて予定していますし、だから、今度のことで結果的に状況も変わるかもしれない。また、県からも起債分の補助金やいうことで融資いただいて、減債基金に充てるような組立てもしてやっているところの今年の予算ですから、そういう意味だったら、これは別枠として補正するとか、もしくは何らかの手だてをそういう流用……最終的にするんであれば、やっぱりきちんと説明してやるべきものではないかなと思うんですが、ちょっとその辺、例えばお金の使い方とか、

予算立て含めて、副町長、どうですか、そういう執行の仕方というのは。

○総務部長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 小野部長。

○総務部長（小野雄一郎） 予算の執行のルールのことです。私からお答えさせていただきますが、同一の事業内で一定の流用というのは、予算執行上認められている部分ではございます。ですので、補正という手段はございますが、一旦こういう流用という方法でやっていこうということで、財政の担当と現場の担当が協議の上、決定させていただいたものでございます。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そうすると、確かに先ほどありましたが、工法が変わって、本当は掘ったやつを使って堤防を補強しようと思っていたのが、できなくなったから、捨てる場所、新しい購入、その購入のときに、それは確かに言っているように、どういうふうな入札したのかどうか分かりませんが、どれぐらい必要やとか、当然、新たな予算支出に関することですから、それについても本来は了承を得るといえるか、補正的なことをやるとかを含めて手続がないと、何も分からないまま取りあえずこれを使っておこうと。でも本当に土地が買収できたときには、逆に足らなくなる。それについては補正しますみたいなのは、ちょっとあまりにも安易なやり方ではないかなと思うので、そういう点では全然そういうふうな認識はなかったんですかね、これは。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 土木工事に限らず、工事というのは常に中での増減、少額、小規模な変更というのは生じるものでございます。

ただ、今、議員おっしゃいましたように、この土工というのは特に金額というのが大きいというところから、先ほども常盤委員のときにお答えさせていただいたとおり、予算の執行については、結果、いろんな協議・調整を図った上での決定にはなるんですけども、まずは議員の方々への説明、報告というところは、抜けていたというところで考えております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 2点ほど指摘させていただきます。

先ほど総務部長のほうから、まず、執行に関しては同一事業内である程度の流用はという

形でご答弁がありました。分かりますけれども、予算承認をしているのは議会なんです。その際には、用地買収で幾ら、工事で幾ら、設計で幾ら、そのような形で説明を受けて、それを承認する形を取っております。後になって、執行はある程度同一事業でしたら自由度があるんですけど、簡単に言えばですよ。そのような形で申し上げられたのならば、何を信じて予算を承認すればいいのか分からなくなってきました。これが1つ指摘させていただくこと。

もう一つは、今ご答弁にあったように予算内で流用する、そういった形のもの、別項目ですよ、明らかに。用地買収予算を土工の予算に振り当てる予定ですよ、そういった形の説明の機会はこの議案を出す前にすべきだったと思うんです。

それぞれどのようにお考えになりますか。所管という形でお伺いします。お二人、それぞれお答えいただけますか。

○総務部長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 小野部長。

○総務部長（小野雄一郎） 私が申し上げましたのは、あくまで執行上の裁量という部分でございまして、こういう仕組みになっております。一旦予算を承認していただいて執行する形で、たとえその形が変わろうとも、最終的には決算ということで、もう一度ご説明させていただく機会もあるということで、制度上そうなっておるということで、例えば十分に説明してきたとか、そういったつもりで申し上げたものではございません。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい。

○委員長（長谷川伸一） はい、中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 私からは、先ほどから申しております内容と重複いたしますが、常盤委員おっしゃいましたように、予算科目というのは、それぞれ審議いただくのに細かい部分まで出した上で審議いただいているというのは、重々承知しております。

説明する判断というところは、こちらに一任という形になるかと思えますけれども、こちらサイドがその説明は必要だという判断をした場合には、どういう形か分かりませんが、きちんと事前に報告、説明のほうをさせていただきたいと思えます。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 今の内容で確認させていただきたいんですけども、坂本委員も申し上げたとおり、土地買収のための予算のものは、執行されていないのであれば繰り越すべきじゃないんですか、その金額はそのまま。工事に係る費用は工事に係る費用で、プラスアルファが生じたのであれば、しっかりと予算編成すべきじゃないんですか。考え方がおかしい

んですけれども、私としてはそのように思うんですが、できませんか。誰でもいいですから、お答えいただけますか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 副委員長おっしゃることは、もう重々理解しております。

ただ、これまでも説明させていただいたと思うんですけれども、これは令和7年度へ繰り越した予算というところでございまして、国の補助金を活用して進めさせていただいている事業でございます。そこで交付された補助金を、有利な財源を使って進捗を図るというところで、その補助金を当該年度に活用する、完結する必要という側面もあるというところでご理解いただきたいと思います。

○委員長（長谷川伸一） はい、大西委員。

○委員（大西孝幸） 国のガイドラインの20%という部分で、私、山辺環境衛生組合とまほろば環境衛生組合、議員として行っていますけれども、そのルールは、事業をする事前に、そういう事業費の総費用の20%は変更することがあるよという説明は、もう事前に説明を聞いておりました、両方とも。なので、当然変更も出てきました、その中で、どちらもね。行っている議員はそういうのを事前に聞いていますので、こういう変更契約は20%以内で国は認めているということで承諾した経緯もあるんで、そういう変更契約に対して、ガイドライン20%以内というのは、事前に説明しておくべきものであったらと思うんですけれども、その辺やっぱりしっかり説明するべきだったと思います。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 今、大西委員からもご指摘いただきました、内容変更のまずは20%を先に議員の皆様にお知らせしておくべきではないかと。当然、説明する際には、今後そういったことも起こり得るところでは、説明はすべきであるのかなというふうに思います。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 大西委員がおっしゃったところの部分につながるんですけれども、国土交通省から令和4年12月に、単品スライド条項の運用に関する説明資料、そういったものも出されております。だからといって、単品スライドだけじゃないんですけれども、全体スラ

イドとか、単品スライド、それとインフレスライドです。インフレスライドに関連することとしまして、よくスライド2割なんていう話を基に、話になっていくんですけども、これ基本的には、前年対比の労務単価上昇率の全国平均23.2%、奈良県の場合は約20%だったんですよ、当時。それを基に、大幅な変動に対するインフレスライドを活用しようという形を促してきているんです、政府のほうは。それに対して、今回のものも同様の形の判断で行っているのか。全体スライドなのか、単品スライドなのか、インフレスライド、そのような形で判断されているのか。そこをまず確認させていただいてよろしいですか。

○委員長（長谷川伸一） はい、吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） 今回、国が示しておりますのが、新労務単価の運用に係る特例措置というのがあります。それと、材料のやつもあるのはあったんですけども、請負業者と協議を重ねた結果、請負業者のほうは、もう労務単価のみということでおっしゃられたので、それのみを対象といたしました。

○委員長（長谷川伸一） 大西委員。

○委員（大西孝幸） 要はスライド条項なんか、それがスライド条項に当てはまるのかどうかというのは分かりますか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 失礼しました。

先ほどお話いただきました契約に関するスライド条項、インフレスライド、物価スライド等ございます。これにつきましては、物価高騰1%以上の分につきましては、資材等の上限率が1%を超えた場合、業者から請求を受けた場合は対応するというところになってございます。

今回につきましては、1%に満たないというところがございます、ただ、特例措置による作業員の方々の労務単価、これが規定のパーセントを超えているというところで、それに対応してほしいという申出がありましたので、今回、対応するというところがございます。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 何パーセントですか。何パーセント、労務単価があれしたんですか。業者のほうから、何パーセント超過しているからと言われたんですかと、確認したいんです。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） すみません、失礼しました。

資料請求のほうに書かせていただいております6.85%の上昇になったという、この6.85は実績でございます。私、先ほど「基準と」と申しましたが、基準はないというところで、失礼いたしました。この6.85%につきましては、もともと河合町のほうで、土木積算システムを用いてお金を算出しておりますので、当初の設計から新たな労務単価に入れ替えたときの上昇率、それが6.85%であったというところで、増額の変更の内容の一つというふうになってございます。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） すみません、ちょっと時間を使わせてもらっていて申し訳ないんですけども、この委員会に私、今年の3月の定例議会の初日に、前の契約の議決をした際の討論文、その内容をプリントアウトして持って参りました。議事録です。私のほうで反対討論をしているんです。事業推進に関しては、もう早くやってほしいと。生命、財産を守るために必要なだと。その上でしっかりと計画を立てて、入札期間も設けて、設計もそうです、入札期間を設けて、工事が一旦進むとなったら、滞りなく進めてほしいと。その部分で足りないところが今あるんじゃないですかと問題提起の上で、私、反対討論をしているんです。まさに今そのとおりの状態になっているんです。

先ほど町長の答弁の中であったように、地質、土質の調査をもうちょっとするべきじゃなかったのかとコメントがございました。私はそれに加えて申し上げます。入札の期間が短いから、応札する業者さんも、本当にこの土使えるんやろうかと、この工事計画書に基づいて、ここを掘った土でそれができるんだらうかと、そういうことができたのかどうか。これ、同じ轍を踏んでほしくないんですよ。こんな形の工事の仕方ではいけないじゃないですか。その辺のところをどのように把握していたのか。もともと設計段階から不備があったんじゃないんですか。足りないところがいっぱいあったんじゃないんですか。これ、理由は何ですか。やっぱり技術系の職員がいないからですか。出されるがままの設計計画書を基に入札をかけるから、こういう形になるんじゃないのかと、私は危惧しているんです。いかがですか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） まず、入札の期間がちょっと短いのではないかと、

そのものが要因となって、なかなか調査期間が足りていなかったというところにつきましては、そういうことはないであろうと私自身は思っております。

工事の変更というのは、設計時点で把握できなかったというところの要素、変更契約の対象となるもの、また、ならないものというのは当然ございます。今の変更契約に上げさせていただいている大きく4つ、特例措置を除きまして3つの項目となっておりますが、これにつきましては、設計段階で判別することが不可能であったと。ただ、ボーリング調査をもう少し増やせばいいのかというのは、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 設計段階でボーリング調査をするんじゃないんですか。まず、端的にそこだけお答えいただけますか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） ボーリング調査は、今の全体の区域の中で3か所を実施しております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 工事設計書を作る前に、地質、ボーリング調査をするんじゃないんですかと聞いているんです。

○委員長（長谷川伸一） はい、中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） ボーリング調査の必要性があるというところで、設計する前に3か所行っているものでございます。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 先ほど、増額分の流用の部分のお話、ご答弁でいただきましたけれども、そもそもの原因がそこじゃないんですか。少なくともこの土工の費用5,063万円ですか、この金額をそちらのほうに請求できないんですか。もともとその辺のところの部分のボーリング調査が不徹底だったからじゃないんですか。その辺の責任の所在はどのように考えていらっしゃるんですか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中島部長。

（「法的にクリアしてるのやろ」と言う者あり）

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい。

（「そうやろ、法的にのっとして工事やってんやろ。責任の所在はどこにあるの、それなら」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ちょっとすみません。まず、中島部長、答弁お願いします。

○まちづくり推進部長（中島照仁） よろしいですか、はい。

（「言おうと思ったらどないでも言えるで。見えるもんに対してボーリング調査しているんやろ。それであかんようになったんやろ」と言う者あり）

○まちづくり推進部長（中島照仁） そうです。

（「そやけど、それは結果論や」「ご答弁いただけますか」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ご答弁お願いします。

（「ただな、俺が言いたいのは、高額な追加が出たときに、これは皆さんの税金でやっているの、議会承認をかけたときには、議員さんに現場へ行って、これはこうで、高額な追加になりますと。この現場説明を皆さんと一緒にやると。その説明をして、それでこんだけの高額の予算はこうです。そこで一遍にこういう問題が出てくると思うんで。後からやるから、こういう問題が出てくるんで、現場へ、高額追加が出たときにな、これは税金でやっているから議会承認を得ているということがあるんで、議員さんが現場へ行って、こういう具合なこと、こういう金額を追加しますとかいう説明は、これからするべきだと思うんです。それが抜けているから、今こういう問題が起こっているということや。皆やっているのは、自分らやっている、それはよう分かる。法的根拠でやっているということは。俺だって現場へ出たらそこに何が埋まっているか分からんということはいあるねん」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） 暫時休憩します。

（「そこらを踏まえて物を言わないとき」「進めてください」「俺だっ

て現場の人間やから、どっちもよう分かるねん。せやけど、議会承認が出たときには、これがこういう具合の高額な追加が出たときには、ちゃんと議員さんに現場に行ってもらって、その説明をするのが自分らのやっぱり役目やと思うんで。それで、その金額はどうしよう、こうしようと、そういう説明をここでしていくというのが一番大事ちゃうか。現場の者はな、下に何があるか、ボーリング調査であかん場合ぎょうさんあんねん。下に人間の骨が埋まっているときもあるしな、はっきり言うて」「はい、ご答弁いただけますか」と言う者あり)

○委員長（長谷川伸一） 先ほどの答弁だけお願いします。先ほどの副委員長の答弁だけ。それが終わって暫時休憩、考えます。

○まちづくり推進部長（中島照仁） ボーリング調査につきまして一般的な回答とはなりませんけれども、皆さん、委員の方もお分かりいただいていると思いますけれども、点的な情報という、その結果でございます。実際にする箇所によって、局地的であります。地下水が交じるといったところもあれば、何もないというようなところ、当て物じゃないですけども、そういったのはございます。

ただ、今後こういった大きい設計変更出るというところで、一つのやり方として、もう少し面的に掘削を一度試験掘りをするとか、そういった工法も、今後検討の余地はあるのかなというふうに考えております。

○委員（常盤繁範） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） 私として質問させていただいたのは、ボーリングを徹底すればするほど、結局全部をさらうことになるわけですよ。そんなこと、できっこないじゃないですか。だから、こういったことは想定しなくちゃいけないんですよ。ですけども、最初の工事計画の際には、そういうこともあり得ますよというのが、言葉として説明がなかったわけですよ。でも、現実のところ、変更になっているわけですよ。契約を変更しますと、議案が出されているわけですよ。

ですから、細かい内容を確認しているところであるんですけども、まとめの部分で私として最終的に伺いたいのは、これ、議案として本当に取り扱うべきなのかどうかと迷っているんですよ、私として。表決すべきものなのか、私個人としてはね。本来であれば、この状態であれば、専決事項としてそちらのほうで処理していただいて、その上で我々は判断

させていただくと。これ今、責任の所在、決定権の所在がこっちに来ていますから。このやり方が、説明もせずに、この時間だけで承認を得て、本会議に持っていくというこの姿勢自体がですよ、町長、副町長、私ひどいと思うんですよ。どのようにお考えですか。お金の使い方もそうですけれども、お答えいただけますか。

○委員長（長谷川伸一） 森川町長。

○町長（森川喜之） 委員おっしゃるとおりやと思います。ただ、今の工事を遂行するために極力早くという思いでやってきました。今、委員おっしゃるように、8月以降に起きた案件で、本来ならやはり議会の議員の皆さんにやはりお知らせをして、それで、まず工事を続行する前に検討すべきだったと感じています。

それを改めて今ここに提出させていただいたというのは、やはり議会の承認を得たいという思いで提出させていただきましたけれども、本当に今後そういう池、河川敷、ここらを工事するときには、通常の倍以上のやっぱりボーリング調査というのは必要やと感じているところです。

やっぱり何か所かのボーリング調査では、あの広い土地の部分で抜け落ちたところがあるということで、私も、当初、設計段階、ボーリング段階の調査は甘かったと違うかというように感じております。その体制の中では、今もこの工事の積算というか、工事の設計は、もう私の就任前の設計をそのまま用いたもので、しっかりと事後の形では、ボーリング調査はじめ地質調査にはやはりお金をかけてでも、こういうことのないように進めていかなければならないと思います。

今ここに、議会の承認を得るために出ささせていただいておりますけれども、もう工事が始まって、また雨季の時分に入れば、反対に地元の方々に迷惑をかけることがあるということで、早急に上げさせていただいたというのが実直な話でございます。今後しっかりと調査をして、このようなことが二度とないように、しっかりと指導していきたいと思っております。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 常盤委員が言われていることも若干関連するんですが、一応先ほど言われたようにもともと契約があって、そして設計があったと。ただし、一定の設計変更が必要になったということで、新しいこうなったと言われるんですが、改めて契約の変更として出す意味はなぜなんですか。もし何でしたら、さっき言ったように流用でやるつもりであれば、そのまま進めておいて、追加工事でしたということも含めてで、最終的には予算の範囲内で収まっています言うて、そういう処理でいってもおかしくないんじゃないか。わざわざ議案

として、契約変更として新しい契約で、これは新規契約になるのかな、変更ですけれども、これを出すことの意味があるのであれば、必要やと思っているのであれば、逆に予算としてはこういう措置をするというようなことを含めて、セットで本当は考えるべきじゃないかなと思ったりするんですが、もう1回、これ、わざわざ出してきた意味は、ちょっとさっき言うてたかもしれませんが、どういう意味ですか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 今回変更契約の対応をさせていただきましたのが、補助金の活用をするに当たりまして、有利な財源を活用する必要があるというところで、別途契約すると、その補助金の対象となるというところがなかなか認められにくい、同一の工事の中での数量の増減等の調整というところで、当然今の変更分についても、補助の対象となるというところで上げさせていただいたというところなんです。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） そういうことであれば、逆にそのままにしておいてもええんちゃうかという思いがないこともない。改めて出すのであれば、逆にこれについては予算が必要だったけれども、本当は、だからもう専決処分で行っているように受け止めたんですよ。これを専決でやって報告、そう言うてくれたら、専決処分の承認で出してくれたらええと思うんですが、5,000万を超えるようなやつやから、本来であれば当然契約、必要な額ではあると思うんで、その辺が非常に安易にやっているというやり方はええんかという点でいくと、ちょっとなかなか、そうですかとやっぱり言いにくいなと、今の段階でこの案としてよしとするのがね、と思うんですが、ちょっとその辺どうですか。補正というか、専決との関係を含めてですが、どういうふうに見たらええんか、ちょっと教えてもらえませんか。

○町長（森川喜之） すみません、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 森川町長。

○町長（森川喜之） ちょっと休憩をいただいて、ちょっと私も……

（「これはな、緊急を要する、災害を含んだ工事やということもちょっと頭に入れていかないと。災害を含んだ内水対策やということで、いろんな知恵を絞ってやってやるということも、ちょっとやっぱり頭に入れておいてほしい。それで、これは梅雨までに何とかしたいやろうという意味も含んでいるということ、いろんな知恵を絞っているとい

うことです。でも、最終的にはこれは税金でやっているから、議会の承認を得たときに、高額な追加が出たときに、やっぱり議員さんに現場へ行ってもらって、これはこうですよ、これはこうですよという説明さえしていたら、その日に金の使い方も議論できるやろ。取りあえず高額な追加が出たときに、現場へ議員さんに行ってもうて、説明をする。これが一のやり方やと思いますよ。ボーリングで物事を決めちゃ、人の骨も埋まっているしな、何が埋まっているか分からへん」
「休憩、休憩」と言う者あり)

○委員長（長谷川伸一）　じゃ、暫時休憩いたしまして、あの時計で4時まで、4時に再開します。

休憩　午後　3時50分

再開　午後　4時05分

○委員長（長谷川伸一）　再開いたします。

まず、小野部長。

○総務部長（小野雄一郎）　すみません。お時間いただきまして、ありがとうございました。

ちょっと打合せしておりまして、先ほど、私の答弁の中で予算執行に関する部分をご説明差し上げました。流用という部分なんですけれども、その流用について、財政課と、そして担当しています建設課の両課長で打合せした内容を改めて確認させていただきましたので、まず、繰り越した財源をどのように流用したか、もう少し詳細に財政課長のほうからご説明させていただきたいと思います。

○財政課長（松本武彦）　はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一）　松本課長。

○財政課長（松本武彦）　すみません。失礼いたします。

まず、今回のこの変更契約に至る財源でございますが、6年度の予算を7年度に繰り越したものが、まず財源となっております。

まず、6年度の予算でございますけれども、こちらにつきましては、緊急内水対策事業費ということで、調整池の工事費として、6億円をまず当初予算で計上させていただいた分

ございます。この6億のうち、4億3,701万円を令和7年度に繰越しを行いました。その際に、工事費だけではなくて、今後また新たな土地の取得費用等が発生するというので、部分的ではありますが、恐らく約500万程度やったと思います、を土地の購入費として、科目を再度振り分けた上で繰越しをしております。

7年度でございますが、当初予算の約1,100万円だったかと思いますが、その分と合わせて4億4,000万相当の事業費をもって、この事業を進めていると。ただ、ちょっと今申し上げるのが漏れましたが、令和6年度時点では、前払い金として、契約時点で約1億6,000万の支払いが終わっております。その中での変更契約ということでございますので、要は令和7年度として業者に支払うべき金額としては、今、負担行為、予算ベースですけれども約3億という数字になっております。

(「3億」と言う者あり)

○**財政課長(松本武彦)** 3億、この変更契約後の数字で言いますと、約3億800万が業者に対してまだ支払いの済んでいないものというところでございます。その中で、先ほども申し上げた4億の繰越金、内額には、一部土地の購入費用として流用をかけたというか、予算の再振り分けをしたものはございますが、大部分が内水工事の費用であると。内水対策工事費として組んだ予算であるというところの解釈から、今回、この変更契約の中にも、未執行分と合わせて、補助金の最大限活用できる形を取るにはどうしたらええかという形で、こういった予算の計上の方法というところに至ったという次第でございます。

○**委員長(長谷川伸一)** 以上ですか。

○**財政課長(松本武彦)** はい。

○**委員長(長谷川伸一)** 大西委員。

○**委員(大西孝幸)** 今回のこの6,900万を要は補助対象としているわけですよね。このうちの2分の1、50%が補助対象で認識しておいたらいいんですかね。

○**財政課長(松本武彦)** はい、委員長。

○**委員長(長谷川伸一)** はい、松本課長。

○**財政課長(松本武彦)** そのとおりでございます。

○**委員長(長谷川伸一)** ほかに。

坂本委員。

(「あれ、答弁なんじゃないですか、順番」と言う者あり)

○**委員長(長谷川伸一)** そうか、失礼しました。

○町長（森川喜之） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 森川町長。

○町長（森川喜之） 大変皆様には、本当にご迷惑をおかけいたしております。この追加工事と申しますか、については、本当に議会の皆さんにしっかりとご説明をすべきところ、事業の進捗を早めたいということで遅れたのも一つでございます。やはりいろんなプロセスを踏まえて、これからしっかりと工事を進めて、早期にこの工事を完成させていかなければ、本当にこれからいつ起こるか分からない水害に対して、早期に工事を進めたいと考えています。

また、先ほども質問がありましたように、今この場に議案を出す、これは専決で出すのか、また、こういう議案で何で出してきたかというような話もありましたけれども、私たちの上げていくプロセスが本当に悪かった。今後このようなことのないように進めてまいりたいと思いますし、今期上げている議案は、できましたらこの場で続けて審議をしていただきたいと、このように考えております。またよろしく申し上げます。

○委員（坂本博道） それなら、1点だけ。じゃなくて、2点。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 今年度のお金の使い方とか、予算に絡んでこのことが影響しないかという心配はしております。その点でいったら、当初予定している事業を含めてうまく執行すれば、結果的には足らなくなるということもあり得るのか。

それと、もう一つは、起債とか含めて予定していますけれども、この内容とかも、工事の中身がちょっと変わることで変更するようなことも、必要なことが出てくるんだろうか。要するに、予算本体に影響を与えてこないのかなという、ここは聞いておきたいですね。

○財政課長（松本武彦） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 予算の部分でございます。当然、今後同様の事態というのが出るおそれはないとは、これ全く言えないと思います。やっぱり現場ですので、動いてみないと分からないというところはあるとは思いますが、残り3か月の今年度の部分を見た限り、予算の残額等も考慮すれば、この額でいけるというふうには考えております。

○委員長（長谷川伸一） ほかに質疑ありますか。

○議長（疋田俊文） 議長として、これを今回教訓にして、議会を進めていきたいと思っております。

それで、梅雨が来ると災害を含んでいるんで、そこも一つ思っただいて、賛成反対は、これは皆さん、委員さんの考えにあることやけれども、そこらを踏まえて今回は勉強したと。

私も勉強したし、みんなも勉強した。委員さんも多分勉強されたと思います。だから、そういうことで、今後に生かしていくということで、今回は上程を受けますということで、賛成反対は委員さんの考えにあることなので、私はそこまで左右できません。ただ、災害が起きるとのことだけは頭に入れて、今回は上程を受けるつもりでございます。

○委員長（長谷川伸一）　じゃ、委員外議員の方、ありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（長谷川伸一）　ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（長谷川伸一）　賛成多数であります。

よって、議案第60号　工事請負契約の変更契約の締結については、可決することに決しました。

次に、議案第61号　河合町都市計画マスタープランを定めることについてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいでしょうか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一）　よろしくお願いします。

○都市計画課長（杵本幸史）　はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一）　杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史）　それでは、議案第61号　河合町都市計画マスタープランを定めることにつきまして、提案理由を述べさせていただきます。

このことにつきましては、人口減少、少子高齢化が進展するなど、本町を取り巻く社会情勢が大きく変化している中において、持続可能で効率的なまちづくりを実現するため、都市計画法第18条の2に基づく都市計画に関する基本的な方針を定めるために、河合町議会基本条例第21条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由でございます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、私からの説明を終わらせていただきます。

○委員長（長谷川伸一）　それでは、審議に入ります。

質疑のある方は発言願います。

副委員長。

○委員（常盤繁範） 事前にご丁寧な説明会を経ての形ですので、簡単な形で質問させていただければと思うんですけども、このマスタープランの中に目を通すと、空き家対策事業という位置づけがちょっと欠落というか、ないのかなと思うんです。私としては、加えてほしいのではなくて、どの区分で空き家対策として、今後、P D C Aサイクルの中で盛り込んでいられるのかなというところの部分で解説といいますか、方針をお伺いしたいと思うんですが、いかがですか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） まず、空き家対策の計画につきましては、位置づけ、立てつけといたしましては、都市計画マスタープランと横並びという位置づけになります。

そして、都市計画審議会でも議論がありました対応といたしましては、活用促進区域が設定された場合、都市計画区域はどのように想定しているんだというご意見をいただいております。お答えといたしましては、活用促進区域が設定されるのであれば、都市計画マスタープランに反映したいという形でお答えしておりますので、そういった形になっていくと考えております。

○委員長（長谷川伸一） はい、副委員長。

○委員（常盤繁範） ありがとうございます、ご丁寧に。

私としては、最後にもう一つ確認させていただきます。

一番最後のページ、53ページ、計画の進捗管理という形で記されております。計画の見直しイメージという形で表記されておりますが、私としましては、最終的にこれを判断する形として、白丸の3番目、また、計画（プラン）・実行（ドゥ）・検証（チェック）・改善（アクション）、このサイクル、どのぐらいのスパンのサイクルでこの4つの項目を回していくのか。そこを最終的に確認させていただければと思います。どのようにお考えでしょうか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 都市計画マスタープランといいますのは、20年後の将来を見越して、10年間の計画を立てておるものでございます。ですので、基本10年以内でと考えておるところなんですけれども、やはり社会情勢等、大きく変わるようなところ、そして町の方

針が変わるようなところであれば、その都度改定、見直しをしていきたいと考えております。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 副委員長。

○委員（常盤繁範） 私自身もそのように思うんで、ほかの議員さんが以前、都市マスに関して、総合計画に関しても、持論としておっしゃっていたことがあります。例えば、首長が替わったからといって、計画を大幅に変えるとか、そういうことはしてくれるなよと。これはもう骨子なんだと。しっかりと定めたところで、肉づけするとか軽微な修正はあるけれども、町長が替わったからといって、またがさっと変わるとか、そういうのをやめてくれという話は、ほかの議員さんもおっしゃっているところでもあります。

その上で、もう一度確認させてもらいたいんですけれども、今回、このプラン・ドゥ・チェック・アクションでいえば、プランの段階ですね。次の実行という形が20年間の実行のスパンですね。その上で検証という部分が今のご答弁の内容ですと、社会情勢に合わせてその都度チェックするという形でありますけれども、基本的には、全体を一旦見るという検証の時期はしっかり定めておく必要があると思うんです。

その形のものど、それと実際に検証を経て、例えば議会とのやり取り中で、地域住民の代表として選ばれている議会の方々と、今度はアクションをするための、改善をするための内容確認をすべきじゃないですか。その辺のところの要は、チェックとアクションのスパンをどのぐらいで考えるのかというところを確認させていただいてよろしいですか。すみません。細かいことで申し訳ないんですけれども。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 大きなチェックといたしましては10年でございます。

ただ、先ほど常盤委員からおっしゃっていただきましたとおり、やはり首長が替わる時点で方針が変わって、それに伴って計画が変わってしまうということは、やはりほかの議員の先生方もおっしゃっておりますので、理事者側といたしましては、議会基本条例に基づいて、その都度議会のチェックを受けていきたいというふうに考えています。

○委員長（長谷川伸一） 副委員長。

○委員（常盤繁範） 20年後の姿を考えてのマスタープラン、その間の要は、ちょうど2で割った10年後にチェックするという形。そこから、チェックした上で改善計画を盛り込むわけですよね。そうすると、検証した直後にすぐ改善計画ができればいいんですけれども、足か

け多分1年とか、1年半かけて改善計画をつくってという形になると、残期間は8年ちょっとになるんじゃないかなと。それであれば、チェックのスタートをもう少し前倒しにすべきではないのかなと思いますので、それに関してはご検討ください。その形でご答弁いただけますか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） ありがとうございます。

そのような形で検討、検証してまいりたいと考えております。

○委員（常盤繁範） はい、ありがとうございます。

○委員長（長谷川伸一） ほかに質疑ありますか。

はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） これをつくられるプロセスにも関わってということで確認しておきたいんですが、1つは、やはり住民への説明です。つくるまで、今後にもなるんですが、要するに、このプランできたときに、自分たちが住んでいるところが、言わば知らん間にと言ったら悪いですけども、こういうエリアとして、ここは20年後に向けてこういう想定でつくっているとか、もしくはこれが規制されているとか、また、うちはこういうエリアとして規制されているんだということになるような気がするんです。そういう意味でいったら、大字とか、少なくとも今3つのブロックが大きなブロックかと思えますけれども、そういう意味で、例えば大字ごとの説明会とか、せめて今回つくるまでの間にはやっておいたほうがよかったですのではないかと思います。その辺はどうですか、意見集約として。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 改定に係る所定の手続ということでございますが、都市計画マスタープランというのが上位計画である総合計画、そして、奈良県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、素案をまず作成させていただいております。

そして、その素案につきまして、5月8日に第1回の都市計画審議会、法制審議会なんですけれども、開催され、ご審議いただいております。

そして、6月2日から6月23日まで、第1回のパブリックコメントを実施させていただきました。そして、町民の皆様のご意見・ご意向を確認させていただいていました。

そして、6月24日から8月13日まで、奈良県から素案に対して意見聴取を行って、7月14

日から7月24日まで、庁内の関係課との調整を図りました。

そして、8月29日に全議員説明会でのご意見を踏まえ、都市計画マスタープランを案という形にさせていただいております。そこから、10月29日から11月11日まで、第2回のパブリックコメントを実施して、案に対する町民の皆様のご意見を再度確認させていただいております。

そして、11月19日に第2回都市計画審議会を開催していただきまして、町長の諮問に対して案を承認する旨の答申がなされたことを受けて、11月28日に全議員説明会を開催していただきまして、計画案の説明及びご意見を伺い、上程をしておりますので、手続としては、満足するものであったというふうに判断をしているところでございます。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） これは総合計画のときも言ったし、今も総合計画の関係もあるんですが、要は住民の皆さんが自分らの暮らしと、それから将来のことを含めて、どうなっていくかということも含めて、一緒に参加してもらって、やる必要があると思います。

そういう意味でいったら、自分たちの住んでいるエリアというのは、この計画の中では、例えば、本当はここに店があったほうがええのにな、でも、今は調整区域でそういうものを含めて造れないかもしれんけれども、幾つかは市街化調整区から市街化区域への変更を検討するとか、やるとか、考えようとか、幾つかランクがありますけれども、そういう位置づけというふうなこともあります。住民の皆さんところからも、そういうことも聞きつつやるようなことというのは、一応今回のやつでも、こういう位置づけを案として考えているんですみたいなことがあってもよかったんじゃないか。

もう一つ、今後ですけれども、今後も含めて、逆にそういう住民参加のもうちょっと小さいタウンミーティングなども含めて、いろいろ要望も聞いたり、やっていくようなことが要るんじゃないかと思うんですが、ちょっとその辺どうですかね。

○都市計画課長（枚本幸史） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、枚本課長。

○都市計画課長（枚本幸史） ありがとうございます。

そうですね、今後につきましては、やはり委員おっしゃっていただくように、都市計画マスタープランの最初のほうでも記載しておりますように、一番上の部分にまちづくり自治基本条例というのが記載されておりますので、やはり住民さんに参加いただきながら計画とい

うのを今後つくっていくような形で変えていきたいと考えております。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） それと、もう一つ、今回の都市計画審議会のほうで議論もいただいて、案というか、これに来ていると思うんですが、その点で前の説明のときに、お一人、反対もあったというようなことで言われていました。その理由がどうやったのかな、議事録があれば分かるかなと思っていたんですが、まだちょっと出せない段階だという回答になっていましたので、もし出せるようでしたら、こういうご意見で反対という意思を表明されていたというのをちょっと紹介していただだけませんか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 直接的に反対の答弁をされたわけではございませんが、内容につきまして少しお話しさせていただきます。

あと、議事録につきましては、作成作業中というところでお示しができず、申し訳ございません。議事録の公開につきましては、これまで都市計画審議会、公表してこなかったことから、また審議会に確認した後に、公表のほうができればというふうに考えているところがございます。

そして、この都市計画審議会にて議論された概要でございますが、まず1点目につきましては、3地区を計画的市街化検討地区としているが、地区を横断する県道は片側2車線で、市街化区域に編入することで事故の危険性が増すのではという委員からの意見に対しまして、県道南側では都市計画法第34条の立地基準に適合した店舗などが建ち並んでいる。市街化を促進するおそれがないことが前提条件であるが、個々の制度を活用することで、市街化区域で市街化が進行している状態となっている。直ちに市街化区域に編入するのではなく、線引きの整合性を図る必要もあることから、動向を注視するため、市街化検討地区としていると回答しております。

続きまして、佐味田・山坊地区は、交通量の多い県道の沿線にあるので、計画的市街化促進地区に入れるべきである。佐味田地区は、都市計画マスタープランで何も記載がなく、農地が多く、商店も病院もないとの委員の意見に対しまして、佐味田地区は、佐味田川沿いに住宅地が形成されており、その他の土地利用状況は田畑、山林等の自然的土地利用が主体となっている。また、馬見丘陵公園も立地していることから、住宅地における狭隘道路や段差

の解消など、住環境の解消を図るとして、また、都市計画マスタープラン改定後、立地適正化計画において各地域に拠点を設けた上で、都市機能誘導区域内に位置する生活利便施設などへつなぐネットワークが構築されると考えていると回答しております。

続きまして、それぞれの地域で実情も違うが、タウンミーティングをせず、都市計画マスタープランを改定してよいのかとの委員からの意見に対しまして、全町民を対象として意見をいただくパブリックコメントを行っているため、タウンミーティングは行わないと回答しております。

続いて、空き家に関する質疑ということで、先ほど述べさせていただいたとおり、法改正により、調整区域の空き家であっても、活用促進区域であれば家が建てられるようになったが、都市計画マスタープランでは想定しているのかとの委員からの意見に対しまして、活用促進区域が設定されることとなれば、都市計画マスタープランに反映すると回答しております。

最後に、議員説明会の質疑応答の内容について、まちづくりの検討は事業が立ち上げられてから行うとあるが、その事業は何を指すのかとの委員からの意見に対しまして、都市計画マスタープランは、土地利用などの都市計画に関する基本的な方針を示すもの、例えとしては、佐味田川駅周辺は生活利便施設集積地区という方針を示しており、佐味田川駅周辺で整備事業を実施することとなれば、用途地域や詳細な土地利用等、まちづくりの検討が進められることになるかと回答しております。

主な概要といたしましては以上となります。

○委員（坂本博道） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 分かりました。

今後のところで、やっぱり生きたものにしようと思ったときには必要、いろんな意味で住民の意見を聞いたり、フィードバックするのが要るかなど。これは実は総合計画のときの議論にも言われておったんで、総合計画のところではたしか、あれもPDCAサイクルを回しますみたいになっていて、それをこの中でどう具体化しているか分かるんですかみたいなときに、一応この計画の中で、例えば実施計画をたしか本当はすぐに出すと言って、まだ出ていないように思うんですが、あのとき実施計画、そのときは、それは予算の執行として反映させますみたいな考え方が言われていたように思う。ですから、要するに、この計画に基づいてとか、全体はこういう方向でいっている、これを具体化したんですみたいな、分かるよ

うな仕組みというのが要るんじゃないかと思うんですが、そういうことは事業推進という点では、今後プラン・ドゥのところを含めてですけれども、そういう問題意識でぜひやってほしいと思うんですが、ちょっとその辺の進め方として、何か今答えられたら言ってほしいなと思うんです。

というか、総合計画でたしか実施計画を次に出しますみたいになって、それは何ですか言うたときに、それは今年度予算の中に反映させるので去年の、今年でいったら6月議会ぐらいでそういうことが、これに基づくものが言えると言うたように思うんですが、その計画はもしかしたらこれと関連するところもあるんですが、そういう進め方として、予算でということになるんですが、分かるようにしてほしいなと思うんですが、ちょっとどうでしょうか、意味が分かりますか。

○総務部長（小野雄一郎） 委員長。

○委員長（長谷川伸一） 小野部長。

○総務部長（小野雄一郎） 総合計画のご質疑ということなんですけれども、じゃないんですかね。総合計画のことでしたら私からお答えいたしますけれども、今の都市マスの進め方のお話ですか。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 総合計画を基に都市マスもありますから、要するに、今の河合町はこの制度の計画に基づいて、こっちを向いて行っているんだ、今年度はこの計画の中のこれを具体化していっているんだみたいな、そういう意味で住民にとっても分かるような、ただつくただけでないものにせんといかんと思うんで、そういう手だてがいると思うんですが、総合計画も要は実施計画を次に出しますと言っていたと思うんで、同様なことはもしかしたら都市計画とも関連するかもしれないので、どう進めようとしているのかについては、今後チェックする意味合いでも教えてほしい。

○総務部長（小野雄一郎） 総合計画というのがいわゆる3階建ての計画になっていまして、基本構想と基本計画と、おっしゃっている実施計画というのがありまして、実施計画といいますのが、基本的に3年間の計画期間があるものでして、それを年単位でローリングで更新していくというやり方をしようと考えておるところです。ちょっと申し上げにくいんですけども、現状としてその計画自身は策定がちょっと遅れているような状況なんですけれども、基本的にそういう仕組みで考えております。

○委員長（長谷川伸一） はい、坂本委員。

○委員（坂本博道） 要は、つくったけれどもというふうにならんようにしてほしいと言うたら、やっぱりやる交渉ということではやるべきやと思うし、もしかしたら、実施計画の中で当然ここに含まれる内容も入ってくるわけなんで、そういうふうな運営を、これは町長のところに本来なるんですけれども、進めていく必要があるのかなと思っています。だから、逆に言えばこういうことをするべきではないかと、例えば、議員なんかも提起するというようなこともありやと思うんですが、そういうふうに理解しておいてよろしいですか。プラン・ドゥ・チェック・アクションの回る点ではね、そういう点では。

（「ここでしょう、3ページのところの図を基にですよ」と言う者あり）

○委員（坂本博道） 分かりました。要するに、総合計画では具体的な回し方のイメージが分かる仕組みやったけれども、都市計画にはそういうものがないんで、どうチェックするかなんで、そこは分かるように進めてくださいよという意味です。

○委員長（長谷川伸一） ほかの委員の方で質疑はございませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） それでは、委員外の議員の方でありますか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（長谷川伸一） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（長谷川伸一） 全員であります。

よって、議案第61号 河合町都市計画マスタープランを定めることについては可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○委員長（長谷川伸一） 当委員会に付託されました案件は以上です。

これをもちまして、厚生建設常任委員会を閉会いたします。

皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時37分

議事の経過を記載し、相違ない事を証する為、ここに署名する。

長谷川 伸 一